

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

第2期中期目標期間の終了時の検討の結果及び講ずる措置の内容について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第3項の規定により、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の第2期中期目標期間の終了時の検討の結果及びその結果に基づき講ずる措置の内容について、下記のとおり公表します。

記

法人の第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果及び令和8年7月23日開催の大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等の検討を行った結果、引き続き法人の業務を継続することが適当であるため、法人の第3期中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう法人に対して指示する。

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。